

議員提出議案第1号「健康都市おおぶ」みんなで美しいまちをつくる条例の制定について

賛成の立場で討論いたします。

議員提案の政策条例ということについて、再三説明がなされ、討論でも取り上げられている通りであります。

通常、議案は市長からの提案であり、市長の提案に対し議会が判断し決していくという、2元代表でチェック機関として機能するものであります。議員が自ら提案して議決するということには、別段のチェックが行われないということですから自ら律する自律というものがしっかりと働いていないといけないという側面を持っております。

行政職員と異なり、議員は市民から信託を受けてこの場にいるものであり、市民の代表として行政にももの申す立場でありますから、より市民に寄り添い、より市民につながったところに立つべきであります。また日常業務としてあたっている行政職員に比べ専門性に劣る可能性がある議員でも、市民とよりつながることで、主権者意思の反映というお墨付きがあるのです。

行政機関の提案であれば、このように罰則がつく非常に市民生活に制約を課すものであれば、再々説明会を行い、広く意見を聞き、案の縦覧とパブリックコメントは行ったものでありましょう。であればこそ、この場合は自分に近い後援会や支援者への聞き取りや自治区長などだけでなく、議会主導で広く呼びかけた説明会を再々行い、意見を聞き、案も広く示して誰でも意見を申し出ただけのような機会を積極的に設けるべきであったと考えます。区長への聞き取りと環境課との折衝ですすめたのでは、市長提案の審議会経由のものとは市民参画の密度で言えばなんら変わるところはなく、むしろ案の提示やパブリックコメントがなかった分市民参画の点では市長提案に劣ります。このようなプロセスは、議会ならでは市民からの提案という形であったと評価できましようか。議会・議員がより市民に近いものであるからこそ、行政策定のもの以上に、広い市民参加と広い市民の支持を集めたうえで、真に市民に望まれた条例として当議案をお示しいただきたかったことは残念でなりません。議員が市民のために作ってあげるのではなく、市民と議員が一緒になって作り上げたものを、市民が議案提出する手続きを議員が行うという形、それこそが市民の代表たる取組みであろうと思う点、また、これが議員提案条例の手順の先例となる点においても、今後大いに改善の余地を残されたものと申し上げます。

さらに、こうした広い市民参画と市民との距離・密度の面で、特別委員会にすれば予算措置をいろいろな手段を講じることができたことから、提案議員のみなさまには特別委員会の必要をお認めにならなかった点も、私の考えるところとの差が生じている点については、これも初日に質疑いたしましたとおりであります。

また、条例を作ることが目的であったのか、課題解決が目的であったのかという問いに対しても、同時であったとのご答弁をいただきましたが、当初この条例策定の計

画についてご説明いただいた折には、議員の資質向上と議会活性化のため条例を作る勉強会がスタートと伺っておりました。本来は課題解決のためにもっとも良い方法が条例で規制をすることであるとの発想から取り組むべきで、条例を作ることが目的であってはならない、法規制というのはそのような立脚すべきものでないとの私の考え方と相容れないものです。

策定の過程がこのように認めがたい状況ではありますが、当議会開会前に私個人で市民との懇談会を開催し、条例の内容と罰則も示したうえで議論した結果、否定するには至らないとの結論となりましたので、それをもってこの提案に賛成とすることにいたしました。

懇談のうちに市民からいただいたお声としては、罰則規定なしで始めることはできないか、節煙は個々の判断に任せるべきで努力義務として介入は好ましくないのではないかといった意見でありましたが、本会議及び委員会での質疑応答などを通してそうした意見に対しての説明は果たされたと認めました。

今後議員提案でなさねばならないであろうこととして、議会基本条例が課題と考えられますが、そうした折には、ぜひとも市民ともっと議論し市民と作り上げるプロセスを経て、市長提案以上に民意を反映したものとなるよう、この策定過程を今後も検証し100%の前例として踏襲することのないよう申し添えまして、討論といたします。